

# 千葉市個人情報保護条例の一部改正について（案）

## 1 改正の概要

### （1）番号法制定に伴う改正について

ア 個人情報の取扱いについては、国の行政機関の保有する個人情報については「行政機関個人情報保護法」により、また、地方公共団体が保有する個人情報については各地方公共団体の「個人情報保護条例」により、その取扱いが定められている。

イ このたび、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」という。）が制定され、すべての国民に「個人番号」が付番されることとなった。

「個人番号」は、「個人情報」に該当し、既存の個人情報保護法令の規定が適用されるが、他の個人情報と比較して強力な個人識別機能を有することを踏まえ、番号法は、「個人番号」をその内容に含む「特定個人情報(\*1)」及び「情報提供等記録(\*2)」について、より厳格な保護措置を講ずることとしている。

ウ 番号法は、「特定個人情報」及び「情報提供等記録」の保護措置に関し、条文を書き起こして規定している場合と、行政機関個人情報保護法等の読み替えの形式で規定している場合（第29条・第30条）があり、書き起こしによる規定は国の行政機関や地方公共団体に直接適用されるが、読み替えによる規定は各地方公共団体には適用されない。

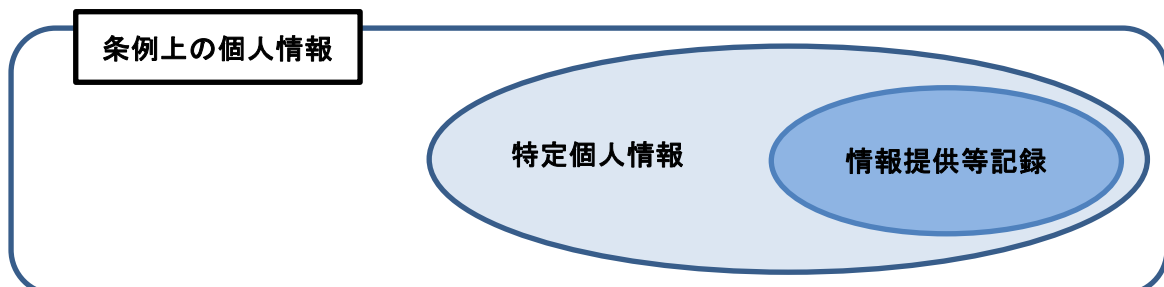
そのため、番号法は、地方公共団体に対し、番号法の規定の趣旨を踏まえ必要な措置（条例改正等）を講ずることを求めており、これを受け、千葉市個人情報保護条例（以下「条例」という。）の改正を行うものである。

*1 特定個人情報・・・個人番号又はこれと対応する符号をその内容に含む個人情報（番号法第2条第8号）
*2 情報提供等記録・・・番号法第23条第1項及び2項に規定する記録に記録された個人情報（特定個人情報の情報連携を行った際の情報照会者・提供者の名称、照会・提供された特定個人情報の項目等）

### ※ 条例上の「個人情報」と「特定個人情報」、「情報提供等記録」の関係

「情報提供等記録」は、個人番号と対応する符号をその内容に含む個人情報であるため、「特定個人情報」に該当する。

しかし、「特定個人情報」と「情報提供等記録」とでは、その性質上取り扱いが異なる場合があることから、番号法は、この2つの情報について、別々に規定をしている（「特定個人情報(情報提供等記録を除く)」については第29条、「情報提供等記録」については第30条で規定）。したがって、これらの趣旨を踏まえた条例改正が必要となる。



## (2) 再委託等に関する取扱いについて

個人情報の適正な取扱いを確保するため、新たに、『再委託』を受けた者及び『派遣労働者』を条例の対象とし、個人情報の適正な取扱いを義務付けるとともに、不適正な取扱いをした場合に罰則を適用することとする。

## 2 改正内容

別紙のとおり

## 3 今後のスケジュール

平成27年2月	情報公開・個人情報保護審議会で審議
平成27年3月中旬	パブリックコメント手続の実施（1か月間）
平成27年5月頃	意見に対する考え方の公表
平成27年6月	条例議案提出
平成27年10月	改正条例施行